

### 第3回中国四国地方年金記録訂正審議会総会

日時：平成30年4月12日（木）14:00～14:55

会場：広島合同庁舎4号館2階 共用第11会議室

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから、第3回中国四国地方年金記録訂正審議会総会を開催させていただきます。

私は中国四国厚生局年金審査課長の山口でございます。開会に先立ちまして、事務局側で暫時議事の進行をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

本会議の発言につきましては、議事録作成の都合上、録音をさせていただきますので、あらかじめご了承願います。併せて、本会議につきましては、厚生局ホームページ掲載用に写真を撮らせていただきますので、ご了解いただきたいと思います。

まず初めに、当審議会の委員は20名、5つの部会で構成されており、部会ごとに4名体制となっております。また委員の任期につきましては、地方年金記録訂正審議会規則により、毎年半数ずつの委員が改選任期を迎えることとなるように、当審議会立ち上げ時に、半数を1年任期、半数を2年任期としていたところでございます。したがって、毎年半数の委員の方が4月9日付けで任期満了となりまして、4月10日付けで改選されるということです。

最初に、本年4月10日付けで当審議会の委員に再任された皆さまと、新たに就任された皆さまに、任命通知を交付致します。本来でございましたら、皆さま方に直接手渡しすべきところでございますが、時間の都合もございましたので、あらかじめ机の上にお配りをさせていただいております。再任及び新任の委員の皆さまにおかれましては、お手元の封筒に任命通知書を入れさせていただいておりますので、恐縮ではございますが、ご確認をお願い致します。

なお、本日は、近年の審議件数の減少等を理由に委員数及び部会数を変更することにつきまして、ご審議をいただくこととしております。この変更につきましては、本来、今回の開催前に臨時総会を開催してご審議いただくべきものでございますけれども、総会を開催するいとまがなかったこと、それから予算等の諸事情がございまして、改選後の新体制で審議いただくこととしております。どうぞよろしくお願い致します。

続きまして、本日お配りしております資料の確認をさせていただきたいと思います。お手元の「配布資料（一覧）」を見ながらご確認をお願い致します。

まず「議事次第」です。本日の議題は、1「会長の選任について」、2「中国四国地方年金記録訂正審議会委員数及び部会数の変更（案）について」、3「副会長、会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について」、4「年金記録の訂正に関する事業状況について」、5「その他」でございます。

次の資料は「座席表」です。

次に、議題ごとの審議資料としまして、資料1-1「地方年金記録訂正審議会規則（平成27年厚生労働省令第83号）」、資料1-2「中国四国地方年金記録訂正審議会運営規則（平成27年4月13日 中国四国地方年金記録訂正審議会会長決定）」、資料2「中国四国地方年金記録訂正審議会委員数及び部会数の変更（案）について」、資料4「年金記録の訂正に関する事業状況（平成28年度事業状況及び平成29

年度上期概況)」。

なお、議題3の資料と致します資料3-1の「中国四国地方年金記録訂正審議会 委員名簿」、資料3-2の「部会に属すべき委員一覧表」につきましては、議題2の「委員数及び部会数の変更案について」をご審議いただいた後に配布をさせていただきます。よろしくお願い致します。

お配り致しました資料に不足がございましたら、事務局までお申し出ください。なお、本日配布しました総会資料につきましては、本会議終了後、事務局で、委員の皆さまの机上に用意しておりますファイルに編綴をさせていただきます。

また、資料とは別に、机の左側に置いておりますチラシ、パンフレットがあると思います。このチラシ「知っていますか？ 年金記録の訂正請求」につきましては、管内のハローワークの窓口に設置をお願いしているものです。それから、パンフレット「年金記録の訂正手続のあらまし」、これは平成30年度、新年度用に作成しているものでございますので、参考のためにお配りをさせていただきました。これは、お持ち帰りいただきたいと思っております。

それでは、当審議会の委員の方々をご紹介します。お手元の座席表をご覧ください。恐縮ではございますが、お名前のみ、ご紹介させていただきます。よろしくお願い致します。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）

池村委員でいらっしゃいます。

○池村委員

よろしくお願い致します。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）

石川委員でいらっしゃいます。

○石川委員

よろしくお願い致します。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）

石田委員でいらっしゃいます。

○石田委員

よろしくお願い致します。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）

畷田谷委員でいらっしゃいます。

○畷田谷委員

よろしくお願い致します。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）  
大本委員でいらっしゃいます。

○大本委員  
よろしくお願ひします。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）  
兼田委員でいらっしゃいます。

○兼田委員  
よろしくお願ひします。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）  
大谷委員でいらっしゃいます。

○大谷委員  
よろしくお願ひします。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）  
江口委員でいらっしゃいます。

○江口委員  
よろしくお願ひ致します。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）  
木下委員でいらっしゃいます。

○木下委員  
よろしくお願ひします。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）  
塩田委員でいらっしゃいます。

○塩田委員  
よろしくお願ひします。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）  
塚田委員でいらっしゃいます。

○塚田委員

よろしくお願いします。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）

対馬委員でいらっしゃいます。

○対馬委員

よろしくお願いします。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）

中嶋委員でいらっしゃいます。

○中嶋委員

よろしくお願いします。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）

中村委員でいらっしゃいます。

○中村委員

よろしくお願いします。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）

柳瀬委員でいらっしゃいます。

○柳瀬委員

よろしくお願いします。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）

以上、第3回中国四国地方年金記録訂正審議会総会にご出席をいただいている委員は15名でございます。

それでは、開会に先立ちまして、中国四国厚生局長片岡よりごあいさつを申し上げます。

○片岡（中国四国厚生局長）

皆さん、こんにちは。はじめまして。中国四国厚生局長の片岡でございます。第3回総会の開催にあたりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。また先生方におかれましては、日ごろより厚生労働行政、とりわけ年金事業の運営につきまして、ご理解、ご協力を賜っておりますことを、厚くお礼申し上げます。

私自身は去年の7月に、こちらの厚生局長を拝命致しました。簡単に自己紹介をさせていただきます。

年金記録関係の業務には、今まで2回就いたことがございまして、平成19年か20年ぐらいに年金記録問題が起きたころ、その最後の期間に社会保険庁におりまして、年金相談などを所掌するサービス推進課長をやっており、そのまま日本年金機構の方に移って1年ぐらいおりました。また、2年前ぐらいに不正アクセスによる基礎年金番号の流出という問題がありまして、その時にも日本年金機構に出向し、1年半前ぐらいまで年金機構の再生プロジェクトをつくるお手伝いをしておりました。

そのころから、やはり記録問題は大事で、直接、今までそういうことに携わったわけではありませんが、縁ありまして、今回こういう仕事をさせていただくことになり、皆さま方には本当に感謝申し上げている次第です。

この訂正審議会自身は、ご承知のように、もともとは総務省の第三者委員会というかたちで行われており、その後、平成27年3月に厚生労働大臣に対して年金記録の訂正を求める制度になりまして、こういうかたちで平成27年4月から各地方厚生（支）局で審議会が行われて、公平・公正な訂正が行われているということです。

3年が経ちまして、今年から4年目を迎えるわけですが、その間、地方によっていろいろ状況は違ってきて、年々件数は減少しつつありますが、いろいろ異なる様子も見られてきております。後ほど、その辺の状況もご説明させていただくこととなっております。

また本日は、秦前会長が任期満了ということで、会の運営の重要なところであります新会長の選出をはじめ、この訂正審議会の部会数の変更など、重要なことをご審議いただくことになっております。どうぞよろしくお願い致します。

末尾になりますが、委員の皆さまにおかれましては、今後とも引き続き、年金記録の訂正請求に係る公平・公正な判断にお力添えをいただきますようお願い申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）

続きまして、事務局出席者の紹介を致します。

四国厚生支局長の鯨井です。

○鯨井（四国厚生支局長）

鯨井です。よろしくお願い致します。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）

中国四国厚生局年金管理官の藤井です。

○藤井（中国四国厚生局年金管理官）

藤井です。どうぞよろしくお願い致します。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）

四国厚生支局年金管理官の川本です。

○川本（四国厚生支局年金管理官）

川本です。よろしくお願い致します。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）

四国厚生支局年金審査課長の松谷です。

○松谷（四国厚生支局年金審査課長）

松谷です。よろしくお願い致します。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）

以上でございます。

続きまして、総会の議事進行につきましては会長が行うこととなっておりますが、秦前会長におかれましては任期満了により退任となっております。地方年金記録訂正審議会規則の第五条第3項により、会長選出までの間は会長代行により議事進行をしていただくこととなります。

それでは、江口会長代行、よろしくお願い致します。

○江口会長代行

会長代行の江口でございます。委員の先生皆さま方、ご多忙の折、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、会長が選出するまでの間、議事進行をさせていただきます。

まず初めに、本日の出欠状況と会議の成立について、事務局からご報告をお願い致します。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）

委員総数 20 名に対し、15 名の委員の方にご出席をいただいております。地方年金記録訂正審議会規則の第七条第1項による過半数以上の委員の出席が認められます。したがって、本日の会議は、その定足数を満たしておりますので成立していることをご報告申し上げます。

## 【議題1】

「会長の選任について」

○江口会長代行

それでは、本日の議題に入ります。

最初の議題は会長の選任についてです。地方年金記録訂正審議会の会長の選出につきましては、お手元の資料1-1「地方年金記録訂正審議会規則」第五条第1項に、「審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。」とされております。会長の推薦にご意見のある方はいらっしゃいますか。この方に会長をお願いしてはどうかという方がおられましたら、ご発言をお願い致します。

○大谷委員

中村委員に会長をお願いしてはどうかと思っております。皆さまにお諮りいただけたらと思います。

○江口会長代行

ただいま、大谷委員から「中村委員に会長をお願いしてはどうか」とのご発言がありましたが、ほかの委員の皆さま、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○江口会長代行

ご異議なしということで、中村委員に会長をお願いしたいと思っておりますが、中村委員、よろしいでしょうか。

○中村委員

謹んでお受け致します。

○江口会長代行

それでは、中村委員、よろしくお願い致します。

○中村会長

このたび、当審議会の会長にご選出いただきました中村です。僭越ですけれども、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆さまもご承知のとおり、年金制度は国民にとって重要な制度であり、なかでも年金記録の訂正請求についての審議は、国民の老後の生活に大きな影響を与える意味で、重大な責任を担っております。

したがって、当審議会においては、あくまで公正・公平な審議が求められます。

このような当審議会の責任を肝に銘じ、尽力していく所存でございますので、委員の皆さま方のご協力をよろしくお願いしたいと思います。

○中村会長

まず初めに、本日の会議の公開・非公開の取扱いについて判断したいと思います。

お手元の資料1-2、当審議会運営規則第十条によりますと、「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる。」となっております。

本日の議題1から議題4までの議事につきましては、特段、個人情報の保護や、公開することによって当審議会の運営に支障をきたすような内容は含まれていないと判断されますので、公開することとさせていただきます。事務局は、当審議会運営規則第十三条第3項の規定に基づいて議事録を作成するとともに、同条第1項、第2項の規定に基づき、議事要旨を作成し、会議資料と合わせて中国四国厚生局ホームページで公開してください。

また、議事録署名人につきましては、私中村のほか、兼田委員と中嶋委員の2名を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

## 【議題2】

「中国四国地方年金記録訂正審議会委員数及び部会数の変更（案）について」

### ○中村会長

次に議題の2番目、当審議会の委員数及び部会数の変更（案）について審議したいと思います。事務局は議題2について説明してください。

### ○藤井（中国四国厚生局年金管理官）

年金管理官の藤井でございます。

まず初めに、今回審議する審議会委員数及び部会数の変更にあたりまして、根拠となる規則等の確認をしたいと思っております。お手元の資料1-1「地方年金記録訂正審議会規則」をご覧ください。第二条に「審議会は、委員三十人以内で組織する。」とございます。現在、委員数は20人で、今回は20人以内の変更を予定しているため、当該審議会規則には抵触しないということから、規則の変更には及ばないと考えています。

また部会数につきましても、お手元の資料1-2「中国四国地方年金記録訂正審議会運営規則」をご覧ください。第五条に「審議会に、5以内の部会を置くことができる。」とありますが、これも今回5以内の部会の変更を予定しているため、当該運営規則には抵触しないということから、当該運営規則についても変更には及ばないと考えています。

このことを踏まえて、再度、資料1-1の本審議会規則の十条をご覧ください。十条には「議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。」となっておりますので、今回の変更につきましては、これに基づき審議を行うというものです。

それでは、お手元の資料2をご覧ください。「中国四国地方年金記録訂正審議会委員数及び部会数の変更について」の案でございます。現在、委員数20人及び5部会につきましては、平成27年4月の発足時において、それまで総務省の第三者委員会で実施されていた平成25年度の処理件数見込みに基づき定められたものです。

具体的には、その資料にありますように、中国・四国のそれぞれの処理件数に応じ、月2回、年24回になるわけですが、1回当たりの審議件数6件で除して積算した結果、中国が3部会、四国が2部会、計5分会となったものでございます。

今回は中央の右の表にあるように、当初から処理件数が大幅に減少していることから、部会数等の見直しを行うものでございます。まず30年度の処理件数の見込みにつきましては、予算要求の関係から、できるだけ直近の実績を反映させることとしまして、平成29年度の上期までの実績に基づいて算出しています。具体的には平成29年度の上期の数字を2倍にして下1桁を丸めた数字になっております。

また、審議回数及び1回当たりの審議件数は実態に合わせた数字となっております。これらの処理件数、審議回数、月1回、年12回となるわけですが、1回当たりの審議件数を3件で除して積算した結果、

中国が2部会、四国が1部会となったものです。

なお、総務省の第三者委員会当時や平成27年4月の当審議会立ち上げ当時に比べると、処分決定に当たっては非常に判断が難しい事案の割合も少しずつ増えておるような状況でございまして、年金記録の訂正請求にかかる審議が、量から質の傾向にあるのではないかとということも申し添えておきます。

次に部会における委員数です。これまで1部会当たり4名ということになってきたわけですが、4名体制の場合、2名が欠席した場合は部会が成立しない。やむなく開催を延期するリスクもあったということですので、今回はそのリスクを回避することや、委員数全体の激変緩和というような意味も含めて5名体制とするものでございます。

したがいまして、全体の部会数は3部会、1部会当たりの委員数は5名ということになりまして、委員数全体で15名ということになります。

なお裏面に、参考までに総務省第三者委員会を立ち上げた平成19年度から平成26年度までの処理件数の実績の推移を掲載しております。

説明は以上となります。

○中村会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明のありました議題2について、何かご質問やご意見はございますか。

ご意見等はございませんので、当審議会の委員数及び部会数は事務局が示した案のとおりとさせていただきます。

なお今後、審議会の体制に関してご質問等がございましたら、各部会を通じて事務局へお問い合わせいただきたいと思います。

### 【議題3】

「副会長、会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について」

○中村会長

続きまして議題の3番目、当審議会の副会長、会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名に入らせていただきます。事務局は指名の取扱いについて説明してください。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）

ご説明致します。資料につきましては、資料1-1及び資料1-2です。

お手元の資料1-2として当審議会運営規則を配布しておりますが、第三条第1項におきまして、副会長につきましては「審議会は、1人以内の副会長を置くことができる。」とし、また同条第2項におきましては「副会長は会長が指名する。」とされているところでございます。

会長代行につきましては、資料1-1「地方年金記録訂正審議会規則」の第五条第3項におきまして「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。」とされております。

また同規則の第六条第2項におきまして、「部会に属すべき委員等は、会長が指名する。」とされ、同条第3項では「部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する。」とされております。

よって、会長は、当審議会の副会長、会長代行、部会に属すべき委員及び部会長につきまして指名をお願い致します。

#### ○中村会長

それでは、私の方で副会長、会長代行、部会に属すべき委員及び部会長を指名させていただきます。  
事務局は、委員名簿及び部会に属すべき委員一覧表を配布してください。

(資料配布)

#### ○中村会長

まず初めに、資料3-1「委員名簿」をご覧ください。50音順に委員名簿を作成しており、委員氏名の右横に役職名として、副会長及び会長代行を記載しております。

まず、副会長につきましては、当審議会の地理的な要因から、四国地方におかれる部会の状況を把握できるようにするため、引き続き大谷委員を指名させていただきます。大谷委員、よろしく申し上げます。

また、会長代行につきましては、会長に事故等があったときや委員の改選期において会長が欠けるときのなどに会長としての職務をお願いすることになりますので、私と任期が異なる中国地方の委員の中から、引き続き江口委員を指名させていただきます。江口委員、よろしく申し上げます。

続きまして、資料3-2「部会に属すべき委員一覧表」をご覧ください。第1部会から順に記載しております。それでは、部会に属すべき委員及び部会長を指名させていただきます。

第1部会につきましては、畝田谷委員、兼田委員、石川委員、木下委員、それに私、中村の5名で構成することとし、私、中村が部会長を務めさせていただきます。

第2部会につきましては、池村委員、江口委員、石田委員、中嶋委員、大本委員の5名で構成し、部会長には池村委員を指名させていただきます。

第3部会につきましては、大谷委員、柳瀬委員、塩田委員、對馬委員、塚田委員の5名で構成することとし、部会長には大谷委員を指名させていただきます。

副会長、会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名は以上でございます。委員の皆さま方におかれましては、ただいま指名させていただきました部会長のもと、中国四国厚生局長又は四国厚生支局長から諮問のありました年金記録の訂正請求の個別事案についてご審議いただくこととなりますので、よろしくお願い致します。

#### 【議題4】

「年金記録の訂正に関する事業状況について」

○中村会長

続きまして、議題の4番目「年金記録の訂正に関する事業状況について」に入らせていただきます。事務局から説明をお願いします。

○藤井（中国四国厚生局年金管理官）

年金管理官の藤井でございます。時間の関係もありますので、私の方からポイントを絞ってご説明致します。よろしくお願い致します。

資料4「年金記録の訂正に関する事業状況」をご覧ください。これにつきましては、昨年の12月に厚生労働省本庁において、全国の厚生局、厚生支局の事業状況をまとめたものでございます。

それでは、1ページ目をご覧ください。「訂正請求の受付状況の概況」が掲載されております。平成28年度の受付状況についてですが、5,292件であって、前年度同期に比べると2,001件の減少となっております。制度別に見ると、ご覧のとおり、軒並み減っているというような状況になっております。

次に訂正請求の受付件数の推移というのは、総務省第三者委員会の申立てを行っていた期間、これは平成21年度がピークとなっておりますので、それ以降、平成22年度以降、年々減少しているところでございます。

次に請求者の年齢別の状況につきましては、70歳以上の請求件数が減少している一方、現役である40歳以上50歳未満の者の請求件数が増加しており、訂正請求を行う者が受給者から被保険者に移行しているという状況です。

また制度別の状況につきましては、厚生年金の訂正請求の占める割合が増加しており、標準賞与額、賞与に係る訂正請求の件数が厚生年金の請求件数の7割を占めているというところでございます。

この②番の平成29年度上期受付状況につきましては、前年度同期に比べると128件の増加となっておりますが、ほぼ横ばいというような状況です。

それでは、具体的な内容等に入りますので2ページ目をご覧ください。これは、訂正請求の制度発足時の平成27年度から平成29年度上期までの全国の訂正請求の受付件数を示しているものです。この表の受付件数といいますのは、当該期間中に日本年金機構の年金事務所が訂正請求書を受け付けた件数で、日本年金機構の段階で記録訂正できるものと、直接的に証拠がない場合などについては地方厚生（支）局で処理をしているというものでございます。

それと、平成27年3月が立ち上げ当初であって、平成27年度の場合は13カ月分の受付となっておりますので、件数的には多くなっているような状況です。また総務省の第三者委員会からの引き継ぎの関係で、処理するタイミングがこの時期少し遅れたということがあって、平成28年度にずれ込んでしまい、平成28年度の場合、受付件数が5,292件、処理件数が5,703件ということで、処理件数が多くなっているのはそのためです。

3ページ目をご覧ください。受付件数のピークを見ると、総務省第三者委員会の平成21年度60,374件がピークになっていて、平成22年度も59,912件、ここから減少傾向をたどっており、現在、平成29年度上期が2,746件ということですので、これを倍にしても5,500件程度、ピーク時の10分の1にも満たないという状況です。

次に8ページ目をご覧ください。これは「訂正請求の受付・処理状況」ということで、実際に総務省第三者委員会や地方厚生（支）局が処理した中で、記録訂正に結び付いた率を表したものでございます。

下の表の緑の折れ線グラフを見ていただきますと、平成 24 年度以降から 70%ぐらいに推移して、平成 25 年度以降は 80%程度になっており、このころから訂正率が非常に高くなっているという状況です。

11 ページをご覧ください。これは訂正請求の処理にどのぐらいの処理時間を要しているかを表したものです。これを見ますと（1）番の右から一つ目の「標準処理期間」、機構の受付から地方厚生（支）局処理期間合わせて 143 日ということになっており、機構の受付処理期間が 40 日、地方厚生（支）局処理期間が 103 日となっていますが、その左横の実績である「全制度平均」につきましては 158.9 日、機構が 54 日、地方厚生（支）局が 104.9 日ということで、いずれも底上げが必要ではないかということです。

資料にはありませんが、中国厚生局の場合はトータルで 143.5 日、機構が 42.5 日、中国厚生局が 101 日となっていますので、ぎりぎりの水準を保っているような状況です。四国厚生支局につきましては、トータル 133.6 日、機構が 49.9 日、四国厚生支局で 83.7 日ということで、大幅にクリアしているという状況になっています。引き続き、標準処理期間については遵守していく所存でございます。

16 ページをご覧ください。これは訂正請求された各制度における事案の類型を示したものです。厚生年金、国民年金及び脱退手当金の請求件数を見ると圧倒的に厚生年金が多くて、平成 27 年度におきましては、一番下の 4,631 件は合計ですが、そのうちの 3,332 件が厚生年金となり、約 7 割強を占めています。平成 28 年度については 4,937 件中 4,084 件、約 80%強を占めているということです。

また平成 27 年度には、②番目の「被保険者期間に係る訂正請求」という申立てが 4 割ほど占めていましたが、平成 28 年度になってきますと①番の「標準賞与額に係る訂正請求」がかなり増えて 65.3%、7 割弱となってきています。

次に 17 ページをご覧ください。これは請求期間別の制度ごとの類型を表したものです。これを見ると平成 15 年 4 月以降の期間に係る請求が多い。これは、いわゆる総報酬制の導入に伴いまして、賞与からも保険料を徴収することになり、賞与に対する事業主からの届出漏れなどによるものと考えております。

次に 22 ページをご覧ください。これは請求期間を月数別に表したものです。一番上の 1 カ月が多いのは、今もお話ししたように賞与の訂正請求が多いことを表しています。

次に 31 ページをご覧ください。これは地方年金記録訂正審議会の部会の開催状況及び口頭意見陳述の実施状況です。口頭意見陳述については、中国四国厚生局、四国厚生支局においては結果的に実施されていない状況になっています。

33 ページをご覧ください。これは審査請求ですが、地方厚生（支）局で処分決定されたものについて不服のある方は、行政不服審査法に基づいて厚生労働本省に対して審査請求を行うことになっていて、その受付及び処理件数です。

また、この表の下の注の 2 に記載していますが、平成 28 年度において行政不服審査法が改正され、これまで厚生労働本省で一元的に処分していたものを、公正性の確保の観点等から、第三者の立場である審理員による新たな審理手続が導入されたところでした。

この表の真ん中左側に「認容」というものがございます。これはご承知のとおり、審査請求案件を認めて受け入れるものです。右側の平成 29 年度上期の厚生年金で 1 件ございます。これは審査請求の段階で請求人から新たな資料の提出によって認容されたケースであり、厚生局の調査不足ではないというふうに厚生労働本省からは聞いております。ちなみに中国四国の案件ではないことは、はっきり申し上げます。

資料にはありませんが、中国厚生局の審査請求の受付件数は、平成 27 年度が 7 件、28 年度 17 件、29

年度2件で、計26件でございます。四国厚生支局の場合は、平成27年度が6件、28年度8件、29年度3件で、計17件でございます。現在、中国厚生局は26件中17件棄却、5件審理中、4件は本省の審理員と調整しているというところです。四国厚生支局の場合は、17件中9件棄却、5件審理中、3件は本省の審理員と調整中という状況です。

続きまして、36ページをご覧ください。これは全国の訴訟の状況です。これらにつきましては、厚生労働本省へ審査請求をしたものや、審査請求を経ないで直接訴訟を起こされたものと、それぞれございます。(1)の「提訴の状況」の件数は、平成29年度上期までで、厚生年金が14件、国民年金が5件、脱退手当金が3件で、合計22件でございます。(3)を見ていただきますと、22件のうち、4件確定、1件取り下げ、17件が係争中です。

このうち中国厚生局の案件が1件だけございます。(1)の平成28年度における提訴の中の脱退手当金の案件です。この案件につきましては、平成28年度10月に提訴されたもので、現在もなお係争中です。ちなみに、この案件は総務省第三者委員会の申立てを2回行い、いずれも非あつせん、その後、平成27年4月16日に中国厚生局で訂正請求を受付し、平成27年7月31日に不訂正の決定、平成27年8月31日に厚生労働本省に審査請求し、平成28年4月7日棄却された経緯があります。

以上ということになります。そのほかいろいろありますが、時間の都合上、省略させていただくこととしております。これについて、ご容赦いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

○中村会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました議題4について、何かご質問がございますか。

よろしいですか。今後、審議会の運営等に関してご質問等がございましたら、各部会を通じて事務局にお問い合わせいただきたいと思います。

#### 【議題5】

「その他」

○中村会長

それでは、本日最後の議題5「その他」についてですが、二つの事項の審議がございます。まず事務局の方で資料を配布してください。

(資料配布)

○中村会長

ただいま、事務局から配布された資料をご覧くださいと、議題5「その他」につきましては、当審議会の事務手続及び運営に関する会長、部会長の意思決定に関わる事項が含まれております。したがって、本議題の議事を公開しますと当審議会の運営に支障が生じる懸念がありますので、これからは議事及び資料は非公開とさせていただきます。

○山口（中国四国厚生局年金審査課長）

それでは、議題5「その他」につきましては非公開とさせていただきますので、部外者の方はご退出ください。